

「グルホシネート」「クロマフェノジド」「スピロメシフェン」「ピリオフェノン」「フルミオキサジン」「オキシテトラサイクリン」「トラルコキシジム」「フェノキシカルブ」「フルチアセットメチル」「プロスルフロン」「ヘキシチアゾクス」及び「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. グルホシネート（農薬）
2. クロマフェノジド（農薬）
3. スピロメシフェン（農薬）
4. ピリオフェノン（農薬）
5. フルミオキサジン（農薬）
6. オキシテトラサイクリン（農薬）
7. トラルコキシジム（農薬）
8. フェノキシカルブ（農薬）
9. フルチアセットメチル（農薬）
10. プロスルフロン（農薬）
11. ヘキシチアゾクス（農薬）
12. オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（動物用医薬品）

## グルホシネート

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 23 年 10 月 13 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	グルホシネート (Glufosinate) グルホシネート P ナトリウム塩 (Glufosinate-P sodium salt)	
構造式	<p>グルホシネート</p> <p>グルホシネート P ナトリウム塩</p>	
用途	除草剤	
作用機構	有機アミノ酸系の除草剤である。 グルタミン合成阻害によるアンモニアの蓄積により植物が枯死すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物:かんきつ(一年生雑草等)、キャベツ(一年生雑草)等 今回、みつば、たけのこ、ホップへの適用拡大申請	
	使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.02mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、ばれいしょ等
	諸外国	米国基準:りんご、ぶどう等 カナダ基準:小麦、とうもろこし等 EU基準:レモン、キウイ等 豪州基準:かんきつ類、ナッツ類等
食品安全委員会での評価等	平成 19 年 7 月 13 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 2 月 25 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0091 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## クロマフェノジド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成23年10月3日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロマフェノジド (Chromafenozide)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アシルヒドラジン系の殺虫剤である。 脱皮ホルモン様の作用を示し、異常脱皮を促すことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: りんご(ケムシ類等)、キャベツ(ハスモンヨトウ等)等 今回、みずいも、やまのいも、パセリ、みつば、せり、ほうれんそう、グアバ、しそへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	E U 基準: りんご等
食品安全委員会での評価等	平成19年3月5日及び平成19年4月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月18日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.27 mg/kg 体重/day	

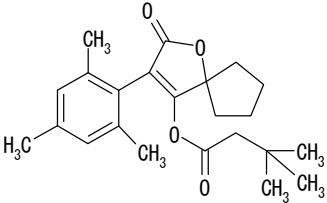
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## スピロメシフェン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 6 月 24 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 23 年 9 月 28 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	スピロメシフェン (Spiromesifen)	
構造式		
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)	
作用機構	環状ケトエノール構造を有する殺虫剤である。 脂質の生合成を阻害することにより、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: トマト(コナジラミ類等)、ピーマン(ハダニ類等)等 今回、とうがらし類への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: とうもろこし、小麦等 カナダ基準: ほうれんそう、トマト等 EU 基準: とうがらし、トマト等 ニュージーランド基準: ピーマン、トマト等
		インポートトレランス要請: セロリ、未成熟いんげん等(米国、EU 基準)
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成 17 年 8 月 23 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 6 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 6 月 25 日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理 <b>ADI = 0.022 mg/kg 体重/day</b>	

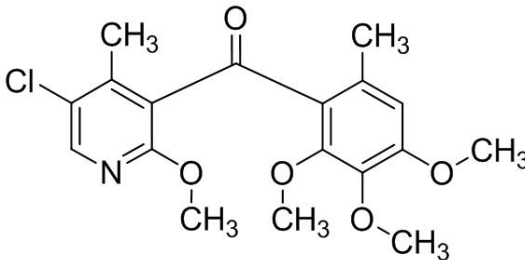
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ピリオフェノン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成23年10月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリオフェノン(Pyriofenone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。 病原菌の分生子の形成阻害、菌糸の形態異常等を誘起することにより、病原菌の感染を阻害すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	今回、小麦、なす、きゅうり、いちごへの新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

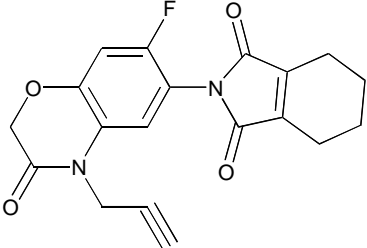
## フルミオキサジン

### 1. 今回の諮問の経緯

・平成 23 年 10 月 20 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ **ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準の見直し**に係る評価については、平成 20 年 6 月 17 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルミオキサジン (Flumioxazin)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	フェニルフタルイミド系の除草剤である。 葉緑体中のクロロフィル合成経路における酵素の働きを抑制することにより、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: だいず(一年生広葉雑草)、りんご(多年生雑草等)等 今回、えだまめへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: だいず、ぶどう等 カナダ基準: ばれいしょ、りんご等
食品安全委員会での評価等	初回	

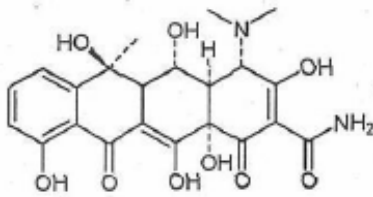
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## オキシテトラサイクリン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 9 月 14 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し**

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシテトラサイクリン (Oxytetracycline)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	テトラサイクリン系の殺菌剤である。微生物のタンパク質生合成を阻害することにより、作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物：りんご（枝枯細菌病）、もも（せん孔細菌病）等 今回、あんずへの適用拡大申請	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	ADI=30 μg/kg 体重/day (オキシテトラサイクリン類のグループ ADI)
	国際基準	農産物：基準なし (なお、テトラサイクリン類の和として、畜産物に基準が設定されている)
	諸外国	米国基準：りんご、なし、もも
食品安全委員会での評価等	初回	

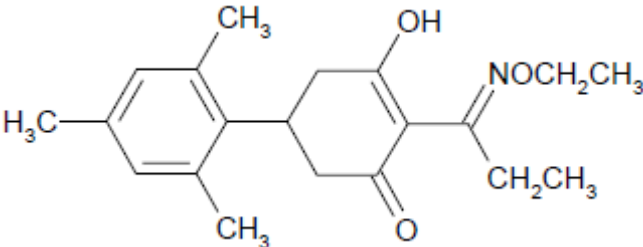
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## トラルコキシジム

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トラルコキシジム (Tralkoxydim)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：小麦、大麦 カナダ基準：小麦、大麦
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

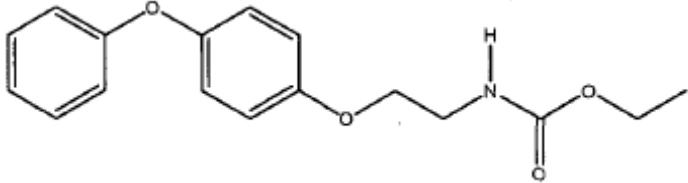


## フェノキシカルブ

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノキシカルブ (Fenoxycarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	幼若ホルモンと類似した構造を持つ殺虫剤である。幼虫の脱皮を抑制し、成虫への変態を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準:かんきつ類、仁果類、核果類等 豪州基準:仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルチアセットメチル

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルチアセットメチル(Fluthiacet-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>イソウラゾール系の除草剤である。 葉緑体中のクロロフィル合成経路における酵素の働きを抑制することにより、除草効果を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況(食用)	<p>登録がなされている。 適用作物:とうもろこし(イチビ)等</p> <p>使用方法:雑草茎葉散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:とうもろこし等
食品安全委員会での評価等	初回	

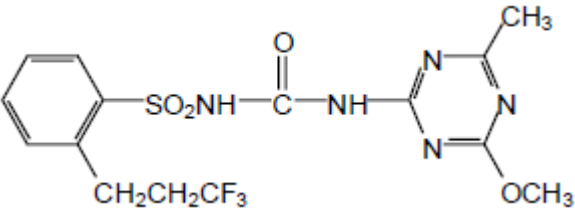
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## プロスルフロン

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロスルフロン (Prosulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害するにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 穀類 カナダ基準: とうもろこし、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ヘキシチアゾクス

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘキシチアゾクス (Hexythiazox)	
構造式		
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)	
作用機構	作用機構については不明であるが、接触毒及び食毒(吸汁毒)により殺ダニ活性を示す。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: あずき(ハダニ類)、かんきつ(ミカンハダニ)、りんご(りんごハダニ等)等	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.03mg/kg 体重/day
	国際基準	トマト、かんきつ類等
	諸外国	米 国 基 準: 仁果類、核果類等 E U 基 準: かんきつ類、仁果類、核果類等 豪 州 基 準: 仁果類、核果類等 ニュージーランド基準: もも等
食品安全委員会での評価等	初回	

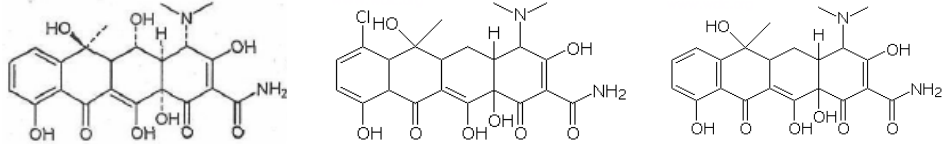
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシテトラサイクリン (Oxytetracycline) クロルテトラサイクリン (Chlortetracycline) テトラサイクリン (Tetracycline)	
構造式	 <p style="text-align: center;">オキシテトラサイクリン      クロルテトラサイクリン      テトラサイクリン</p>	
用途	抗菌剤	
作用機構	テトラサイクリン系の抗生物質である。 微生物のタンパク質合成を阻害することにより、作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	承認されている。 対象動物：牛、豚、鶏等	
	使用方法：経口投与等	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI=30 μg/kg 体重/day
	国際基準	牛、豚、鶏等
	諸外国	米国基準：牛、豚、鶏等 カナダ基準：牛等 EU基準：牛等 豪州基準：牛、豚、鶏等 ニュージーランド基準：牛、豚、鶏等
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【グルホシネート】

- ・作物残留試験

【クロマフェノジド】

- ・作物残留試験

【スピロメシフェン】

- ・作物残留試験

【フルミオキサジン】

- ・作物残留試験